

筑西地域職業訓練センターの設置及び管理に関する条例

昭和 56 年 8 月 20 日

条例第 5 号

改正 昭和58年 3 月30日 条例第 3 号 平成元年 3 月25日 条例第 5 号
平成10年 3 月31日 条例第 5 号 平成17年10月 1 日 条例第 5 号
平成24年11月 1 日 条例第 5 号

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、筑西地域における技能労働者等の職業訓練態勢を整備し、確保するとともに、地域経済社会の発展に寄与するため、地域職業訓練センターを設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 地域職業訓練センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 筑西地域職業訓練センター

位置 茨城県桜川市下泉 625 番地 1

(管理)

第 3 条 筑西地域職業訓練センター（以下「センター」という。）は、常に良好な状態において管理し、その設置目的に応じて最も効率的に運用しなければならない。

2 センターの管理は、法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、法人その他の団体であつて管理者が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(利用時間)

第 4 条 センターの利用時間は、午前 9 時から午後 9 時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、管理者の承認を得て、利用時間を変更することができる。

(休館日)

第 5 条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、管理者の承認を得て、これを変更することができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- (3) 年末年始（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで）

(利用の許可)

第 6 条 センターを利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、あらかじめ指定管理者に申請し、その許可を受けなければならない。申請した事項を変更しようとするときも、また同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可を与える場合において、管理上必要な条件を付することができる。

(利用の制限)

第 7 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用を許可しない。

- (1) 公益を害し、又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) センターの維持管理上支障があると認めるとき。
- (3) 設置目的上その他センターの運営上不相当と認めるとき。

(利用料金)

第 8 条 センターの利用料金は、別表第 1 から別表第 3 までに定める料金の区分に応じ算定した額の範囲内において、指定管理者があらかじめ管理者の承認を得て定めるものとする。

2 利用料金は、前納しなければならない。

3 管理者は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる。

(利用料金の免除等)

第9条 指定管理者は、前条の規定にかかわらず、公用又は公益上特に必要があると認めるときは、利用料金の全部又は一部を免除し、又は後納させることができる。

(利用料金の返還)

第10条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を返還することができる。

- (1) 利用者の責によらない事由により利用できなかったとき。
- (2) 利用者が利用開始前7日までに、利用とりやめを申し出、又は利用変更の許可を受けた場合において、やむを得ない事由があると指定管理者が認めたとき。

(利用者の責務等)

第11条 利用者は、許可を受けた目的以外にセンター及びセンターの設備、機器等を利用し、又は利用の権利を他に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

- 2 利用者は、指定管理者が指示した事項を遵守し、常に善良な利用者としての注意をもってセンターを利用しなければならない。
- 3 利用者は、センターの利用上特別の設備（既存施設の変更利用を含む。）をしようとするときは、あらかじめ、指定管理者の許可を受けなければならない。
- 4 利用者は、センターの利用を終わったとき又は利用の停止を命じられ若しくは利用の許可を取り消されたときは、直ちに設備等を原状に復し、指定管理者に引き渡さなければならない。
- 5 指定管理者は、利用者が前項の責務を履行しなかったときは、利用者に代ってこれを行い、その費用は、利用者から徴収する。

(利用許可の取消し等)

第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用を停止し、若しくは変更をさせることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 利用許可の目的又は利用条件に違反したとき。
- (3) 虚偽の申請その他不正の手段により利用の許可を得たとき。
- (4) 第7条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか施設の管理上特に必要があると認めたとき。

2 前項の場合において、利用者が損害を受けることがあっても、指定管理者及び組合は、その責めを負わない。

(損害賠償)

第13条 利用者は、センターの施設、附属の設備、機械等を破損し、汚損し、又は滅失したときは、管理者の認定する損害額を組合に賠償しなければならない。ただし、管理者が損害を賠償させることが適当でないとき、この限りでない。

(指定管理者が行う業務)

第14条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 職業訓練に関する業務
- (2) センターの利用の許可に関する業務
- (3) センターの利用料金の徴収及び減免に関する業務
- (4) センターの施設、附属設備等の維持管理に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほかセンターの管理に関する業務のうち、管理者のみの権限に属する事務を除く業務

(指定の期間)

第15条 指定管理者がセンターの管理を行う期間は、5年とする。

2 管理者は、必要があると認めるときは、前項に定める期間を短縮することができる。

(委任)

第 16 条 この条例の施行について必要な事項は、組合規則で定める。

附 則

この条例は、昭和 56 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 58 年 3 月 30 日条例第 3 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年 3 月 25 日条例第 5 号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の条例の規定は、平成元年 4 月 1 日以後の使用又は宿泊について適用し、同日前の使用又は宿泊については、なお従前の例による。

附 則（平成 10 年 3 月 31 日条例第 5 号）

1 この条例は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例による改正後の条例第 6 条、別表第 1 及び別表第 2 の改正規定は、施行の日以後の使用料及び宿泊料について適用し、同日前の使用料及び宿泊料については、なお従前の例による。

附 則（平成 17 年 10 月 1 日条例第 5 号）

この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 11 月 1 日条例第 5 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の筑西地域職業訓練センターの設置及び管理に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

別表第1（第8条関係）

区分 室名	利用料金				
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午前9時から 午後5時まで 又は 午後1時から 午後9時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
	円	円	円	円	円
教室一・二	1,000	1,400	2,400	1,300	3,400
会議室	500	800	1,300	700	1,800
視聴覚室	2,000	3,000	5,500	2,500	7,500
パソコン室	2,000	3,000	5,500	2,500	7,500
和室	1,000	1,400	2,400	1,300	3,400
実習室	2,000	2,500	5,000	3,000	6,000

備考 筑西職業訓練協会会員は、上記利用料金の8割の額とする。

別表第2（第8条関係）

区分	利用料金	
陶芸用電気炉	円	
	素焼き（1回につき）	9,000
	本焼き（1回につき）	16,000

別表第3（第8条関係）

区分	宿泊料（1夜につき）
筑西職業訓練協会会員	円 1,700
上記以外の者	2,300